

○岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡谷市育英基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和41年岡谷市条例第3号。以下「条例」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 資金の貸付を受けようとする者は、在学学校長又は出身学校長の推せんを受け、所定の期日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書(様式第1号)
- (2) 奨学生推せん調書(様式第2号)
- (3) その他必要な書類

2 災害等により家計が急変したことにより、年度途中において資金の貸付を受けようとする者は、その都度前項に準じて書類を市長に提出しなければならない。

(選考委員会)

第3条 奨学生を選考するため、奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 教育長及び教育委員会の委員
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 選考委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選考委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員が互選する。

(任務)

第6条 選考委員会の委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 選考委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 選考委員会は、委員長が招集する。

(貸付の決定)

第8条 条例第7条の規定により、市長が資金の貸付を決定したときは、奨学生決定通知書(様式第3号)により本人及び在学学校長へ通知する。

(誓約書)

第9条 奨学生は、連帯保証人及び保証人が連署した誓約書(様式第4号)を市長に提出し

なければならない。

- 2 前項の連帯保証人は奨学生の親権者又は後見人とし、保証人は岡谷市に居住し、かつ、相当の資力を有し、独立した生計を営む成年者とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りではない。

(入学準備金及び奨学金の交付)

第 10 条 入学準備金は、第 8 条の貸付決定後本人に交付する。

- 2 奨学金は、毎月交付する。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りではない。

(借用証書及び償還開始)

第 11 条 奨学生が資金の全額を借り受けたときは、連帯保証人及び保証人が連署した育英資金借用証書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 奨学生が退学し、又は資金を辞退し、若しくは停止されたときは、既に貸付を受けた資金について、前項に準じて速やかに育英資金借用証書を市長に提出しなければならない。
- 3 条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定による償還開始日は、卒業した月の 6 月後とし、条例第 12 条に規定する償還開始日は、退学又は資金を辞退若しくは停止された月の 6 月後とする。

(償還猶予)

第 12 条 市長は、資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間その償還を猶予することができる。

- (1) 大学(医師を養成する課程に限る。)を卒業し、10 年以内に市内の医療機関において医師として業務に従事する意思がある者であって、卒業後 10 年を経過していないとき。
- (2) 次条第 3 項各号に定める期間、市内の医療機関において医師として業務に従事しているとき。

- 2 前項の規定により、資金の償還猶予を希望する者は、償還猶予願(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(償還免除)

第 13 条 条例第 14 条の規定により、資金の償還免除を受けようとする者は、償還免除願(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第 14 条第 2 号の規定による償還免除額は、償還額の 25%とし、居住期間の計算は、居住した日の属する月から転出した日の属する月までの月数とする。
- 3 条例第 14 条第 3 号の規定による償還免除額は、資金の貸付を受けた者が市内の医療機関において医師として業務に従事する期間の開始日時点の貸付残額とする。この場合において、従事する期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 入学準備金及び奨学金の貸付を受けた者が、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を受けた後、医師として業務に従事したとき

貸付期間に6月を加えた期間

(2) 奨学金の貸付を受けた者が、臨床研修を受けた後、医師として業務に従事したとき
貸付期間と同一期間

4 前項に定める市内の医療機関において医師として業務に従事する期間の開始日は、大学
(医師を養成する課程に限る。)卒業後10年以内とする。

5 第3項の市内の医療機関において医師として業務に従事した期間が、同項各号に定める
期間に満たない場合は、従事した月数で按分した額を免除する。

6 臨床研修を市内の医療機関において受けた場合は、当該期間を第3項各号に定める期間
に含める。

(届出)

第14条 奨学生又は奨学生であった者は、次に掲げる場合には連帯保証人及び保証人連署
のうち直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。休学(復学、転学、退学)届(様式第8号)

(2) 本人又は連帯保証人若しくは保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があった
とき。異動届(様式第9号)

2 連帯保証人又は保証人が死亡し、若しくはその他の事由により資格を失い、又は市長が
不相当と認めてその変更を命じたときは、直ちに別の連帯保証人又は保証人を定めて保
証人変更届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(資料の提出)

第15条 奨学生は、毎学年度末に在学証明書及び学業成績証明書を市長に提出しなければ
ならない。

(奨学生台帳)

第16条 資金の貸付状況及び償還状況を明らかにするため、奨学生台帳を作成し、備える
ものとする。

(委任)

第17条 資金の管理に関する事項は、教育委員会へ委任するものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第20号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第14号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年規則第 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。